

終身建物賃貸借認可基準(加齢対応構造等) 適合チェックリスト(既存住宅用)
【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号及び2号に規定する基準】

□のある欄は、該当するものを
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等		資料番号・ 該当ページ
A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号に規定する基準】						
便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。				B記載参照		
便所		□ 適合 □ 非適合				
浴室		□ 適合 □ 非適合				
住戸内の階段		□ 適合 □ 非適合				
B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号に規定する基準】						
1 住宅の専用部分に係る基準						
手すり	手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。		□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない			
	空間	手すりの設置の基準				
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	□ 住戸内に階段はなく該当しない □ 階段があるがホームエレベーターも設置 □ 階段があり左欄をみたして適合 → □ 階段があるが左欄をみたさず非適合 →		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置□ □ 片側 □ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合			
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。	□ 住戸内に浴室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合			
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	□ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合			
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	□ 住戸内に脱衣室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合			
2 住宅の共用部分に係る基準						
手すり	手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。		□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない			
	空間	手すりの設置の基準				
	共用便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 共用便所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合			
	共用浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	□ 共用浴室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合			

本書類の作成者	氏 名
---------	-----